

2021年8月10日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所に対する文書の送付に関するお知らせ

当社は、本日、株式会社東京機械製作所に対して、下記の文書を送付いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

2021年8月10日

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン

回答書

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

アジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といい、アジアインベストメントファンドと併せて「当社ら」といいます。）は、株式会社東京機械製作所（以下「貴社」といいます。）から2021年8月4日に受領した書面「貴社らによる当社株式の取得について」（以下「本件書面」といいます。）に対し、以下のとおり回答します。

本件書面は、郵送により、同月4日午後正午、当社らに到達し、同日午後5時30分、当社らの担当役職員がその内容を了知しました。これを受け、当社らは、直ちに、弁護士も交えて検討に着手し、同月5日には回答書面（別紙）の作成を完了し、同月6日中の送付に向けて社内手続等の準備を進めていました。しかるところ、貴社が、同日午後6時45分、「アジアインベストメントファンド株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」を開示したため（以下この適時開示をしたことないし当該適時開示書面を「本件適時開示」といいます。）、当社らは、本件適時開示の内容を踏まえた回答を行う必要性が生じたと判断し、当該書面の送付を一旦留保することとしました。

本件適時開示において、貴社は、「当社は、アジアインベストメントファンドらに対し、2021年8月3日、当社株式の支配権取得を目的とされているのであれば、当社一般株主がアジアインベストメントファンドらの株式取得に応じるか否か検討することを可能にするために、当社の経営支配権を取得した後の経営方針等に関する情報を提供し、かつそれを検討するための考慮期間を確保するよう書面にて要請いたしました。が、アジアインベストメントファンドらからは、本日に至るまで何らの連絡はありません。このように、当社は、アジアインベストメントファンドらが、本買集めについて当社に何ら事前連絡なく行っており、その目的および諸条件について当社に一切の情報共有がなされておらず、また、本買集

め実施後の当社の経営方針等についても全く説明がないこと等に鑑みると、本買集めの目的ないしその結果が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反するおそれは否定できないものと認識しております。」と記載しています。

しかしながら、上記のとおり、当社らに本件書面が到達し（同月 4 日正午）これを了知した時（同日午後 5 時 30 分）から本件適時開示が公表されるまでの間がわずか 1 営業日しかなく、しかも、貴社が本件書面により当社らに提供を求めている情報は、漠然と「支配権を獲得した後の貴社らによる当社の経営方針等」というものにすぎません。それでは、貴社が提供を求めている情報の漠然性に照らしても、当社らは回答するために最低限必要な時間すら与えられたとはいえません。にもかかわらず、貴社が、本件適時開示において、当社らから「全く説明がない」と断定した上で、そのこと「等に鑑みると、本買集めの目的ないしその結果が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反するおそれは否定できない」と記載したことは、事実を歪曲するものであり、一般株主・投資家を誤導して、当社らについて悪い印象付けをすることを企図した不当なものであるといわざるを得ません。そこで、当社らは、貴社に対し、本件適時開示における上記記載に強く抗議するとともに、速やかにこれを撤回（訂正開示）するように求めます。また、当社らは、貴社に対し、本件書面に対し、本件適時開示を踏まえ、以下のとおり回答します。

アジアインベストメントファンドは、2021 年 7 月 13 日、その親会社であるアジア開発キャピタルと共同保有する貴社の株券等の保有割合が 5%を超えたため、同月 20 日に大量保有報告書を提出しました。

大量保有報告書及び変更報告書は、提出義務が生じた日の現況に基づいて記載するものであるところ、大量保有報告書の提出義務が発生した同月 13 日時点においては、当社らが共同保有する株券等保有割合は 8.08%に留まっていたこともあり、保有目的は「純投資」であったことから、同月 20 日に提出した大量保有報告書には、保有目的をそのように記載しました。その後、同月 14 日には、当社らが共同保有する株券等保有割合が 15.01%に至ったため、保有目的を「支配権の取得。ただし、現時点で、発行者に取締役候補者を派遣することを予定していない。」に変更したことから、同日を提出義務の発生日とし、同月 21 日に提出した変更報告書（及び同日以降に提出した変更報告書）には保有目的をそのように記載しました。

当社らとしましては、貴社の株式価値が、市場から著しく低廉に評価されていることから、引き続き貴社の現経営陣に経営を委ねた上で（当社らは、取締役候補者を派遣することを予定していません。）、貴社現経営陣と建設的な対話を重ね、株主総会における議決権を適切に行使することを通じて、貴社の企業価値・株式価値を向上することができるものと考え、貴社の支配権の取得を目的として、貴社株式の取得を行うに至りました。

また、当社らは、これまで、市場内取引（立会取引）により貴社株式を適法に取得しております。

この点について、貴社は、本件書面において、「経営支配権を確保した後の当社経営の方針等の…情報の提供をいただけない状況下において、一方的に、当社株式の買い増しを行うことに対しては、ご遠慮いただきたいと考えております。」と述べています。また、貴社は、本件適時開示において、「アジアインベストメントファンドらは、本対応方針導入時において、当社の議決権割合が 20%以上となっておりますので、大規模買付者に該当し、新たな当社株式の取得等を行うことは大規模買付行為等にあたることとなります」、「大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。」と記載しています。しかしながら、当社らとしましては、当社らが貴社株式を取得したことが、貴社の企業価値・株式共同の利益を損なうものではないと考えております。また、貴社が本件適時開示により公表した「会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（以下「本対応方針」といいます。）は、貴社取締役会決議限りで導入されたものであり、貴社株主総会決議を経たものではありません。したがって、本対応方針に定めた手続を遵守していないことを理由に、貴社取締役会決議限りで対抗措置の発動を決定して差別的取得条件等が付いた新株予約権の無償割当てを行うことは、近時の裁判例に照らせば、独立委員会の勧告を経ているか否かを問わず、事後的にせよ株主総会における株主意思の確認を経ない以上、会社法 247 条 2 号にいう不公正な方法による発行に該当して許されるものではないと考えております（東京高決令和 3 年 4 月 23 日、東京地決令和 3 年 4 月 7 日、東京地決令和 3 年 4 月 2 日）。

もともと、貴社から適正に情報の提供を求められた場合には、当社らは、株主共同の利益の観点から、これに回答するなど適正に対応させていただきます。

また、貴社から、本件書面において、当社らとの面談の機会を設けることを御提案いただいたと認識しております。当社らとしましても、貴社の株主として、真摯に貴社経営陣と建設的な対話を行う機会を頂きたいと考えております。つきましては、具体的な日程・場所等を御提案いただけますと幸甚でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具